

公益財団法人河野臨牀医学研究所倫理規程

(前文)

公益財団法人河野臨牀医学研究所（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、難病研究及び臨床医学研究を行い、医学の発展と地域の福祉増進に貢献するという責任を有する。

従って、学術研究に従事する者は、自身の自由な研究活動における目的を達成するにあたり、社会倫理を逸脱しないよう自らを強く律して研究及び公益目的事業を遂行し、同時に、その豊かな識見をもって、研究成果の普及・啓発、教育・研修、並びに社会への貢献活動などを行う責務がある。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程（以下「この規程」という。）を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう普段の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の使命と社会的責任)

第1条 この法人は、その設立目的に従い、医学の発展と地域の福祉の増進に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当り、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 5 条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第 6 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、意義と役割を公開して積極的に説明し、寄附者を初めとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(研究活動)

第 7 条 この法人の役職員は、自らの研究の計画・実施・報告などの過程において、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為をなさず、また加担しない。研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱うものとする。

(研鑽)

第 8 条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第 9 条 この法人は、この規程の精神を役職員に周知徹底するとともに、必要あるときは、評議員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人河野臨牀医学研究所の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日から施行する。